

## 平成29年第6回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年10月4日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成29年10月4日	午前10時00分
	閉 会	平成29年10月4日	午前10時23分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	欠
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	出
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

6 番	伊良波 勤	7 番	具志堅 正 英
-----	-------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章
建 設 課 長	屋富祖 良 美		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

# 議 事 日 程

10月4日（水）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第58号	工事請負契約についての議決内容の一部変更について (議案説明・審議・採決)
4	議案第59号	平成29年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** ただいまから平成29年第6回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 伊良波 勤議員及び7番 具志堅正英議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月4日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日10月4日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第58号 工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成29年第6回本部町議会臨時会におきまして、工事請負契約外1件を含めて、2件の議案を提出してございますので、何とぞよろしくご審議を賜り、議決をいただきますようよろしく申し上げます。なお、中身につきましては、担当課長より説明をさせます。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 屋富祖良美** おはようございます。議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号 工事請負契約についての議決内容の一部変更について。平成29年第2回本部町議会（定例会）で議案第21号をもって議決された伊野波橋橋梁整備工事（P1橋脚）工事請負契約に係る内容の一部を次のように変更する。「1億3,878万円」を「1億4,418万円」に変更する。540万円の増であります。平成29年10月4日提出、本部町長 高良文雄。

記、提案理由、工事の設計変更により契約金額の増額が生じることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

次のページお願いいたします。改定理由ということで、本工事では、作業に支障となる河川水の流入を防ぐため、150トン吊り大型クレーンを使い鋼材を打ち込み仮締切の設置を行う。締切内で作業完了後に鋼材を撤去する予定である。その大型クレーンは、現場に機械が運ばれ組み立てられる作業を行う間は現場にて待機し、作業及び締切鋼材を撤去後にクレーンの機械が解体され、運搬により返却する。そこで、運搬費は往復1回のみで計画、当初計画ですね、予算を計上しておりました。工事請負者と現場踏査を行ったが、資材ヤードの確保やその他建設機械の配置などから、大型クレーン待機場所の確保が困難となり、仮締切設置後に大型クレーンを解体し撤去することとなった。再度、大型クレーンによる仮締切鋼材の撤去を行うため、追加による往復

1回の運搬費が必要となった。仮締切の鋼材の撤去を10月下旬に予定していたが、P1橋脚の工事に時間を要したため、鋼材リース料金を1カ月延長する必要となった。以上の理由により、変更積算を行った結果、変更請負契約の増額改定を行う。540万円の増額改定を行うこととなります。次が変更対照表であります。一番後ろが位置図、図面であります。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第58号 工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第58号 工事請負契約についての議決内容の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第59号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第59号 平成29年度本部町一般会計補正予算について。平成29年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成29年10月4日提出、本部町長 高良文雄。

次の次のページをお願いいたします。平成29年度本部町一般会計補正予算。平成29年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ765万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億9,430万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書でもって説明をさせていただきます。事項別明細書の4ページ、5ページ、歳出のほうから説明いたします。2款1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、19節負担金補助及び交付金20万円、こちらは備瀬小唄歌碑建立補助金として20万円を計上しております。本日、資料をお配りしておりますのが備瀬小唄の歌詞等でございます。現在、備瀬区におきまして、備瀬小唄の歌碑の建立が進められております。備瀬小唄は備瀬区集落の全貌を描写した歌詞となっており、備瀬区としましては、これを次世代へつないでいく目的に建立するというものでございます。備瀬崎に建立を計画しております、現在、ほぼ建立は終わっているという状態でございます。建立費用は総額300万円を予定しております。その補助金としまして20万円、今回計上させていただきます。次、6ページ、7ページをお願いいたします。2款4項選挙費、2目衆議院議員選挙費でございますが、今回、補正で745万8,000円を計上しております。こちらは9月28日に衆議院が解散いたしまして、10月10日に公示が決定しております。10月11日から期日前投票が始まりまして、10月22日に投開票ということで日程が決まっております。その選挙の関係する費用を

全て計上しております。その費用につきましては、全額県の支出金を充てることとなっております。沖縄県は国の国庫からまたさらに支出金が入るということでございます。歳出は以上でございます。

歳入に移りまして、2ページ、3ページお願いいたします。19款1項1目繰入金でございますが、ちゅらまちづくり基金取崩金20万円、こちらは先ほど説明しました備瀬小唄の歌碑にこの基金を充てて補助する予定でございます。その上に衆議院関係の委託金を計上しております。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 5ページ、これは負担金補助及び交付金、備瀬小唄の歌碑建立について3点ほど伺いたいと思っています。

まず、こういう建立というものはいいことではあるんですけども、総額が292万7,920円という予算の中で町に対する要請が出てきているわけですけども、私が聞きたいのは、各字からこういう建立の要請があれば全部受けてもらうのかというのが1点、そして基準はつくってあるのか。この負担金補助を出すための基準ですね。3点目にこれまでどういう事例があるかということです。これは予算が大きい少ないは問題外にして、この3点をお聞きしたいと思っています。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 14番、崎浜議員にご説明いたします。

まず、3点目の1点目ですけども、各字からこのような建立があれば受けるのかということでございますが、建立の内容、そして将来どのように字として、区として活用を考えているのか。これが町にとってどういう意味合いを持つのか等々、そのケースケースで検討を要すると思いますが、町のため、あるいは区のため、全体のためでということでありましたら町からの補助金も十分考えられるものだとは思っております。あと2点目の基準でございますが、この歌碑に対する補助というのはちょっと調べたんですけども、過去20年程度、さかのぼっても歌碑に対する補助というのは申しわけありません、ケースがありませんでした。字に対する補助というのは字誌がございまして、字誌の基準がございまして、字誌におきましては極力字誌は寄附で賄うということで、区の皆さんに頑張ってもらっていますが、例えば直近でありますと、東区が東区60年の歩みという字誌を作成いたしました。その作成費用として約320万円総額かかっております。それを寄附の内訳として企業あるいは区外から約140万円、残りの180万円程度が地元の皆さんがこつこつと言いますか、区費から毎月というふうに徴収したというふうに聞いておまして、町の基準としましては、区民の皆さんが負担した額の半額を町が負担しますと。その場合だと約88万円、平成28年度の6月補正において議決をいただいて、既に交付しているものでございます。この交付する意味合いとしまして、字誌におきましては、町の文化的財産に非常になり得るということ。あと区民、そして編集員の方々が長ければ10年以上かかったケースもあると聞いておりますが、非常に長いご苦労をしているということで、区としては字誌については今のような基準を設けて補助しているところであります。そして最後に事例ということでもありますけれども、歌

碑につきましては具志堅の小唄の歌碑がありますけれども、あれは済みませんが、調べましたけれども、どういった経緯で、町が補助したかどうかというのは申しわけありません、調べたどり着きませんでした。石くびりも歌碑がありますけれども、石くびりは平成五、六年ごろにふるさと創生で整備したということを知っておりまして、それは町の事業として国庫補助金をいただきまして、区民の負担はなく、町の事業として石くびりは整備されたというふうになっております。以上でございます。

○ 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。

○ 14番 崎浜秀進 内容については検討し、採用していきたいということですが、やはりこの基準をしっかりとつくとおかないと、今後たくさん出てきますよ、こういうもの。備瀬区の歌碑が初めてこういう町の補助事業で出てくるわけですから、やはり各字からいろんなものが出てきたときに町自体が困ってはいけませんからこの質疑をしているわけです。細かく、きめ細かくちゃんとつくと対応してください。そして字誌については、これはいろいろ、崎本部も向こう5カ年間かけて、今16名ぐらいで字誌編成委員をやっているわけですが、そこについてはまた後ほどいろいろ町に対してもやっていこうと思っているわけですが、こういう歌碑とか銅像とかというものについてはちゃんときめ細かに基準を設けておかないと、例えば崎本部あたりの合図森の歌碑とか、そういうものも古びてきたら作りかえしたらどうかということになっているわけですから、やはり細かくですね、これをぜひつくといただきたい。事例もないということですが、具志堅小唄、それから石くびり、石くびりあたりは私が関係した関係上、中身はわかっているわけですが、やはりこれで、この備瀬のことが問題だということではなくて、一例をとると、この歌碑とは違うわけですが、学校の子供たちを派遣するときに基準がなく、教育委員会の中で相当もんだんです。そうしたら余りにも派遣が多すぎて、町がこの派遣費を出すたびに困ってしまった。じゃあ基準をつくらうということで、沖縄県全体的に各市町村全部問題になったんですよ。例えば沖縄の中体連、それから少年野球連盟、そういうところからの派遣で3位以内に入った子供たちについては町の補助金をもって派遣するというので、きめ細かにつくったわけです。余りにも多すぎて、該当者からもいろんな要請が来て、非常に困ってそこはやりましたので、これもこういう形にならないようにしっかりと基準をつくって前に進めてください。以上です。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 高良文雄 崎浜議員から提案を含めてご質疑等もいただきました。おっしゃるとおり、これはまず、こういう要請に対する助成についてでございますが、まず町民にとって有益かどうかが一番大事だと思っております。あとまた公平性が重要になってきます。それからまた財源がとても大事でございます。どこから予算を持ってくるか等々、やっぱりいろんな観点から検討しないといけないと思っております。これはおっしゃるとおり、いわゆる金額の多寡は問題ではなくて、10万円であろうが、1万円であろうが、100万円であろうが、1,000万円であろうが、やっぱりそういった観点からしっかりと担保した上で進めていかなくてはならないと思っております。

し、それで何といたしますか、先ほど総務課長からあったように議員がおっしゃる基準ですね、これはしっかりとつくらないといけないと思っております。例えば字誌にしても、そういった建立事業、ほかのいろんな事業について、いわゆる町民がどれだけ負担をしたのか。例えば今5割というお話があったんだが5割だとか、今回、備瀬の件は住民が幾ら負担したかは私、細かい数字は把握していませんが、いわゆる総事業の1割程度だというような話も、報告も受けておりました、そういうことで20万円とさせていただいたんですが、そのあたり時の町長は、言い方は悪いんですが恣意的に利用されても困りますし、ある程度の基準というのはとても大事でありますし、町民に対する説明責任は必要になってきますので、そういった観点からもしっかりこのあたりは基準、基本的な考え方を、それは我々のほうで基準の作成をして今後対応してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第59号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第59号 平成29年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第6回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第6回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 伊良波 勤

本部町議会議員 具志堅 正 英